

処遇改善加算取得状況及び処遇改善に向けた取り組み

社会福祉法人海望福祉会では、介護職員等の処遇改善のため、以下の加算を積極的に算定し、取り組みを行っています。

1. 取得状況

1) 介護保険サービス

事業所名	介護職員 処遇改善加算	介護職員等 特定処遇改善加算
特別養護老人ホームあんの里（従来型、ユニット型）	加算 I	特定加算 I
特別養護老人ホームあんの里（従来型空所短期）		特定加算 II
あんの里デイサービスセンター		特定加算 I
デイサービスあんの里ありそ館		特定加算 II
ヘルパーステーションあんの里ありそ館		特定加算 II
デイサービス花みずき		特定加算 I
ヘルパーステーション花みずき		特定加算 II
ヘルパーステーション花みずき弐番館		特定加算 II
小規模多機能型居宅介護 花みずき参番館		特定加算 I

2) 障害福祉サービス

事業所名	福祉・介護職員 処遇改善加算	福祉・介護職員等 特定処遇改善加算
障害者支援施設ひびき	加算 I	特定加算 I
ショートステイひびき		特定加算 I
デイサービスあんの里ありそ館		特定加算 II
ヘルパーステーションあんの里ありそ館		特定加算 II
ぶどうの森		特定加算 I
グループホーム花みずき弐番館		特定加算 II

2. 具体的な取組内容

1) 賃金改善を行うための取組内容

イ. 処遇改善加算

- 基本給の引き上げ額は、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。
 正職員 平均 3,225 円（月額）の増額
 パート 1 か月当たり 100 時間以上の就業者は時給平均 10 円の増額
- 排泄介助手当の見直し（令和 3 年 4 月開始）
- マネジメント手当や看取り手当の支給額は変更無（平成 30 年 10 月開始）

ロ. 特定処遇改善加算

- 令和元年 10 月より資格手当を創設し、下記のとおり毎月給与として支給する。

	勤続 10 年以上	10 年未満
介護福祉士	20,000 円	10,000 円
社会福祉士、精神保健福祉士	10,000 円	
介護支援専門員（未更新の場合は半額）	5,000 円	

上記の資格が、加算や配置等基準に算定されず保有のみの場合や、短時間勤務の場合は減額する。

- 令和 5 年 3 月において、当該特定加算収入総額が、支給した資格手当の総額（法定福祉費事業者負担分を含む）を上回る場合には、その差額を一時金として支給する。

2) キャリアパス要件について

I	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件及び賃金体系を定めている。 ・就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している
II	<ul style="list-style-type: none"> ①キャリアパス行動評価に基づいた個人目標をプリセプティが立案し、プリセプターが業務指導を行う ②福祉プロ養成研修を段階別（勤続年数、リーダー）及びフォローアップ研修を断続的に行いチームケアの質を高める。 ③介護職員初任者研修や実務者研修の受講費の助成
III	経験に応じて昇給する仕組みを設けている

3) 職場環境等の要件について

入職促進に向けた取組	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための精度構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の促進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供